

介護予防把握事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「介護予防把握事業業務委託（以下「本業務」という。）」を実施するに当たり、公募型プロポーザルにより事業者を選定する手続に必要な事項を定める。

2 業務名

介護予防把握事業業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

熊本県菊池郡菊陽町 地内

5 見積限度額（予算額）

2,508,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託業務の内容

別紙「介護予防把握事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

7 スケジュール

内容	期日
質問書の受付期限	令和8年8月19日（水）
質問回答	令和8年8月24日（月）
参加表明書の提出・取下げ期限	令和8年8月28日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年9月4日（金）
プレゼンテーション順通知	令和8年9月10日（木）
選定審査会	令和8年9月17日（木）
審査結果通知	令和8年9月下旬に通知

8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 菊陽町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない者も参加できるが、菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないことを参加要件とする。
- (2) 令和3年4月1日以降、本業務と同種又は類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れていないこと。

- (5) 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条第1項各号の規定に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 九州管内（沖縄県を除く。）に本社、支社、出張所、営業所等のいずれかがあること。

9 質問受付

(1) 受付方法

質問がある場合は、次のURLから登録すること。電話又は口頭による質問は応じない。

<https://logoform.jp/form/X72Q/1665745>

なお、質問を提出する場合は、提出前に10で示す参加表明書を提出しておくこと。参加表明書未提出の状態での質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和8年8月19日（水）

(3) 回答方法

令和8年8月24日（月）までにメールで回答する。また、菊陽町ホームページに掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

10 参加表明・取下げ

(1) 受付方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記提出書類を次のURLから登録すること。

<https://logoform.jp/form/X72Q/1666090>

参加表明書の提出後、参加を取り下げる場合は、任意の様式の参加取下げ届に理由を明記して15までメールで提出すること。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 滞納のない証明書（所在地において滞納のないことを証する書類）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(3) 受付期限

令和8年8月28日（金）

11 企画提案書等の提出

(1) 受付方法

下記提出書類を次のURLから登録すること。なお、各ファイルの容量が10MBを超える場合は、15までメールで提出すること。

<https://logoform.jp/form/X72Q/1666102>

なお、一度登録された企画提案書等の再提出は、期限内であれば可能とする。その場合、最後に提出されたものを正とし、提出済みのものとの組合せはできないものとする。メールでの提出の場合も同様の取扱いとする。

また、参加表明書未提出の場合、企画提案書等の提出は認めない。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 業務実績書（別記様式第2号）
- ③ 業務実績明細書（任意様式。ただし、業務名、実施年月日及び自治体名が分かるもの）
- ④ 業務実施体制調書（別記様式第3号）
- ⑤ 配置予定者調書（別記様式第4号の1、別記様式第4号の2）
- ⑥ 見積書（別記様式第5号。積算内訳については任意様式）

(3) 受付期限

令和8年9月4日（金）

(4) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書並びに次に定めるところにより作成し、提出するものとする。
また、次に定める項目を必ず記載する。

- ① 会社概要
- ② 過去における同種又は類似業務（仕様書6に類する業務をいう。）の実績等及び本業務に生かせるノウハウなどについて
 - ・過去の事業実績について説明すること。
 - ・過去の実績から本業務に生かせる点について説明すること。
- ③ 業務実施体制
 - ・担当者の人員数、配置職種、実績等について説明すること。
 - ・チーム編成の考え方について説明すること。
- ④ 本業務に関する基本的な考え方・視点
 - ・高齢者等を取り巻く状況や課題、高齢者の個別介入支援方法等の視点について説明すること。
- ⑤ 本業務の実施内容及び方法
 - ・具体的な業務実施内容及び方法について説明すること。
- ⑥ スケジュール
 - ・予定しているスケジュールについて説明すること。
- ⑦ その他実施するに当たって必要と思われる事項
 - ・業務に当たって新たに提案できる事項があれば説明すること。
- ⑧ 業務に係る事業費積算
 - ・費目及び積算根拠について説明すること

(5) 見積書の作成

見積書には、できるだけ詳細な内訳書を添付すること。

12 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを次に掲げるとおり実施する。なお、応募者が5件以上あった場合は、13（2）の採点基準に応じて、提案資料による一次審査を事務局にて実施し上

位4者を選出することとし、その結果は令和8年9月10日（木）までに通知する。

(1) 日時

令和8年9月17日（木）（予定）

※開始時刻については、令和8年9月10日（木）までにメールにて別途通知する。

(2) 実施方法

審査時間はプレゼンテーション20分以内とし、その後10分以内の質疑応答時間を設ける。

(3) 出席者

参加人数は3名以内とし、説明者は本業務を受託した場合の主な担当者となる者とする。

(4) その他

企画提案書に沿ったプレゼンテーションを行うこと。なお、モニターは町で用意するが、パソコン等は提案者で用意すること。

1.3 審査方法

(1) 審査は、評価項目に基づき加点式で行い、合計点数の高いものから順位をつけ、最も順位の高い者を、合議の上、受託候補事業者として決定する。なお、同点となった場合は、委員による多数決とする。多数決においても同数となった場合は、くじ引きにより決定する。

(2) 審査項目ごとの評点は次に掲げるとおりとする。

ア 会社実績	10点満点
イ 業務体制	15点満点
ウ 企画提案書	55点満点
エ ヒアリング内容	10点満点
オ 価格	10点満点
合計	100点満点

1.4 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションの実施日から1週間を目途に文書で通知する。

なお、審査内容及び審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

また、審査結果の通知後において、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、失格とする。

- ①本要領に適合しないものを提出した場合
- ②委員又は事務局に不正な接触を行った場合
- ③提案の際に虚偽の記載及び表現をした場合

1.5 事務局

事務局は、菊陽町健康福祉部介護保険課に置く。

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町役場 健康福祉部 介護保険課 介護予防係

電話：096-232-2366 FAX：096-232-6676

電子メール：[k-houkatsu\(at\)mark\)town.kikuyo.lg.jp](mailto:k-houkatsu(at)mark)town.kikuyo.lg.jp)

16 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 審査により選定された事業者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から受託候補事業者となり、再度、細部にわたり協議・調整を行い、契約を締結することとする。
- (3) 契約書に係る仕様書は、本町が示した仕様書及び選定された提案に基づき、受託候補事業者と町との協議の上、決定することとする。
- (4) 町は、提案書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (5) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (6) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。